

## 不妊治療費の一部を助成します

平成 29 年 4 月 1 日以降に不妊治療を受けられたご夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成します。

### 対象者（下記の全てにあてはまる方）

- ①法律上の婚姻をしている夫婦で、どちらかが1年以上、増毛町に住民登録をしており、かつ居住している方
- ②夫婦の前年の所得の合計が730万円未満の方
- ③夫婦ともに医療保険に加入している方
- ④町税等の滞納がない方
- ⑤他の市町村から同一治療において、同様の助成を受けていない方
- ⑥下記の特定不妊治療・男性不妊治療においては、北海道が実施する特定不妊治療費助成の決定を受けた方

### 助成の内容

	一般不妊治療	特定不妊治療	男性不妊治療
治療の種類	・医療保険が適用される不妊検査、手術療法、タイミング療法、薬物療法 ・医療保険が適用されない人工授精	医療保険が適用されない体外受精、顕微授精	特定不妊治療の一環として行う、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
助成の内容	自己負担の7割を助成。1年度あたり10万円を上限に、通算3年間を限度。	1回の治療につき、かかった費用から北海道の助成金を差し引いた額に対して、20万円を限度に助成。	1回の治療につき、かかった費用から北海道の助成金を差し引いた額に対して、15万円を限度に助成。

\* 所得の計算について

1人分の所得＝総収入金額から法律上の必要経費を引いた額（控除後の額）－8,000円（一律）－諸控除

諸控除は、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除額（普通、特別）、勤労学生控除額の合算

\* 入院した場合の食事療養費、個室料、文書料等は助成対象とはなりません。

## 申請の手続

- 申請の期限→治療が終了した日の属する年度内に申請して下さい。(例：平成 29 年 10 月 10 日に治療が終了した場合→平成 30 年 3 月 31 日までに申請)  
\*状況により猶予期間もありますので、ご相談下さい。
- 特定不妊治療・男性不妊治療の場合は、先に北海道の特定不妊治療費助成の申請をし、助成決定を受けてからの申請になります。
- 申請書類など

一般不妊治療	特定不妊治療・男性不妊治療
<ul style="list-style-type: none"><li>• 申請書（第 1 号様式）</li><li>• 医療機関等証明書（第 2 号様式）</li><li>• 費用の領収書の写し</li><li>• 夫及び妻の所得額を証明する書類： 所得証明書等 （増毛町に住民票があり申告又は課税されている場合は不要）</li><li>• 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類：戸籍謄本等 （夫婦とも増毛町に住民票がある場合は不要）</li><li>• 夫婦の健康保険証の写し</li></ul> <p>*書類には、夫婦それぞれの印鑑を押印して下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 申請書（第 1 号様式）</li><li>• 次の①もしくは②</li><li>①医療機関等証明書（第 3 号様式）、 費用の領収書の写し、 道の助成決定通知書の写し</li><li>②町から道に書類の複写の提出に関する依頼書への同意書</li></ul> <p>*書類には、夫婦それぞれの印鑑を押印して下さい。</p>

\*原本を持ってきて頂ければ、こちらでコピーできます。

例えば…体外受精(顕微授精)1回の治療につき、  
特定不妊治療→道 最大 15 万円 町 最大 20 万円  
(初回 30 万円)  
男性不妊治療→道 最大 15 万円 町 最大 15 万円  
…の助成が受けられます。



北海道の特定不妊治療費助成事業については、こちらをご参照下さい。

→北海道 結婚・妊娠・出産・育児 総合ポータルサイト「ハグコム」\*外部リンク

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ninshin/funin.html>

申請・お問い合わせ先

増毛町役場 福祉厚生課 保健指導係（保健センター健康一番館内）  
53-3111（内線521、522）担当：保健師小野、佐々木